

各 間 税 会 会 長 殿

東京国税局間税会連合会
会 長 片 岡 直 公



平成 27 年度における「全間連の最重点施策」 に関する取組施策等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全間連では、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の役割が益々高まってくることを踏まえ、平成 26 年 4 月以降の最重点施策として、①会員増強による組織拡大等、②消費税完納運動の更なる推進、③消費税の啓発活動等の拡充の 3 点を決定しました。

これを受けて当連合会では、最重点施策に関する平成 26 年度の数値目標や、具体的な実施手法等を例示した文書(平成 26 年 5 月 22 日東京局間連第 26-30 号「全間連の最重点施策(平成 26 年 4 月以降)」に関する具体的な実施手法等について)を傘下間税会会長宛てに発遣し、各間税会が最重点施策に関して、より積極的な取組みを行うようお願いしているところです。

つきましては、当連合会としては、昨年度の傘下間税会の取組状況等も踏まえ、平成 27 年度における「全間連の最重点施策」に関する取組施策等を下記のとおり定めることとしましたので、各間税会においては、これまでの活動実績等を踏まえつつ、より積極的な活動を展開されますようお願い申し上げます。

記

1 「会員増強による組織拡大等」に関すること

(数値目標の設定)

当連合会としては、

- ① 全間連が、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数を全国で 12 万人社にすることを目標に、平成 26 年 4 月からの 3 年間において、同年 4 月 1 日現在の会員数

の「35%増」を図ることとしていること

② 当連合会では、全間連の数値目標を踏まえ、平成 26 年度の数値目標を平成 26 年 4 月 1 日現在の会員数の「15%増」に設定したこと

③ 当連合会の傘下間税会の中には、平成 26 年度の数値目標である「15%増」を達成した間税会もあること

を踏まえ、平成 27 年度(平成 28 年 4 月 1 日現在)の会員数の数値目標を次のとおり定め、引き続き、会員増強に努めることとする。

平成 26 年 4 月 1 日現在の会員数に対する増加割合	25%増
-------------------------------	------

(傘下間税会の取組姿勢)

傘下間税会においては、「25%増」の数値目標の達成に努めることとするが、少なくとも、平成 28 年 4 月 1 日現在の会員数が平成 27 年 4 月 1 日現在の会員数を下回ることがないよう退会防止策など最大限の努力をすることとする。

2 「消費税完納運動の更なる推進」に関すること

全間連では、平成 26 年 9 月 26 日に開催した第 41 回通常総会において、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことを表明した「消費税期限内完納推進宣言」を行ったことなどを踏まえ、当連合会としては、特に次に掲げる施策について積極的な取組みを展開し、消費税の完納運動を更に推進するよう努めることとする。

(1) 「税を考える週間」や「確定申告期」等における消費税期限内納付の推進活動

- ・ e-Taxを利用した「ダイレクト納付」や「振替納付」の利用を促すチラシ等の配布
- ・ 宣伝カー・横断幕・懸垂幕による広報、街頭広報等による「適正申告・期限内納付」の呼び掛け
- ・ 消費税期限内完納推進宣言の実施

(取組事例)

- 平成 26 年 3 月:荒川税務協力六団体による「消費税完納宣言」
- 平成 26 年 10 月:足立税務協力六団体による「消費税完納推進宣言」
- 平成 26 年 11 月:豊島税務連絡協議会による「消費税完納宣言」
- 平成 26 年 11 月:西新井納税六団体による「消費税完納推進宣言」
- 平成 26 年 12 月:北沢税務協力六団体による「消費税期限内完納推進宣言」
- 平成 27 年 1 月:江戸川北税務懇話会、江戸川南税務懇話会による「消費税期限内完納推進宣言」

(2) 納税資金の備蓄運動の推進

- ・ 納税資金の事業資金化を防ぎ、中間申告及び確定申告の納期限に納付ができるよう、計画的な納税資金の備蓄の実践、チラシ等の配付と呼び掛け

- ・ 消費税に係る「任意の中間申告制度」の活用

(3) 金利を優遇する納税預金等の商品化への働き掛けと実践

- ・ 消費税等の計画的な納付と、滞納の未然防止の観点から、消費税等の「納税預金金利の優遇」と「納税資金貸出金利の優遇」をセットにした商品化を、地元の金融機関に働き掛け
- ・ 金利を優遇する納税預金等が商品化された場合には、会員は積極的に口座を開設し利用

(取組事例)

- 「納税専用定期積金」と「城北TAXローン」の商品化(荒川税務六団体協議会・城北信用金庫)……………(別紙 1)
- 「納税準備預金金利の優遇」と「納税資金貸付金利の優遇」の商品化の要請(葛飾納税協力四団体・地元の金融機関)……………(別紙 2)

3 「消費税の啓発活動等の拡充」に関すること

当連合会では、全間連の方針を踏まえ、特に消費税に関する研修会や説明会など税の啓発活動等を、これまで以上に積極的に展開し、間税会の存在感を高め、組織の拡大強化に繋げるよう努めているところである。

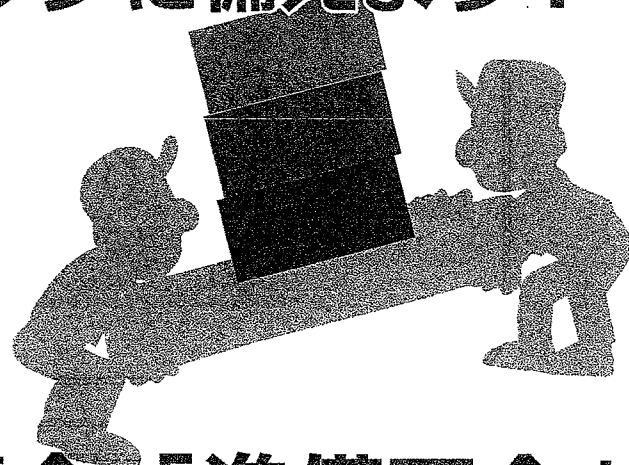
平成 27 年度においても、引き続き、消費税を中心とした研修会や説明会など税の啓発活動等を積極的に展開することとし、各間税会においては、少なくとも年2回は説明会等を開催するよう努めることとする。

なお、研修会等の開催に当たっては、講師を確保する必要があることから、税務当局とは事前に前広に相談し、計画的に開催できるよう配意する。

毎月コツコツ貯めてみませんか？

早めに！消費税アップに備えよう！

消費税などの
各種税金の
納付準備のための！



納税専用定期積金「準備万全」

販売対象	当金庫に納税準備預金をお持ちの個人・法人の方 または本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方
掛金	毎月掛金1万円以上100万円以内（払込単位：1,000円単位）
契約期間	6ヵ月以上2年未満（払込回数：6回以上23回以下）
払込方法	口座振替（本定期積金と同一店舗・同一名義のご指定の普通預金または当座預金口座から自動引き落としさせていただきます）
適用利率	定期積金の店頭表示利率 + 0.02% ※金利上乘せは、満期日まで適用します。
払戻方法	自動解約入金方式 満期日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（掛金総額プラス給付補てん金）をあらかじめ指定した本定期積金と同一店舗・同一名義の納税準備預金口座へ一括入金します。 払込みが遅延いたしますと、自動解約入金のお取扱いができない場合がございます。
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は解約日の普通預金利率を適用します。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率を適用します。 ・0.02%の上乗せ幅は市場動向の変化などにより変更となる場合がございますので、予めご了承願います。 ・税金 個人の方…20.315%の源泉分離課税 法人の方…総合課税 ※復興特別所得税が追加的に課税される平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には20.315%の税金がかかります。 ・犯罪収益移転防止法の定めによりご契約に際して本人特定事項等の取引時確認をさせていただきます場合がございますので、ご協力願います。

■預金保険制度の付保対象預金です。
（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます）

商品概要説明書を用意しております。
詳しくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

Johoku
Shinkin

城北 T A X ロ ー ン

就金の徴付資金にご利用ください。

融資利率 0.675%以上(固定金利)

10年以上の金利優遇制度あり

原則、担保不要

ご利用 いただける方	次の条件を原則全て満たす法人及び個人事業主の方 ① 同一事業を2年以上継続して営み、かつ、2期以上の決算を実施し、当庫営業地区内に所在する方 ② 当庫の格付けで一定以上の方、及び、直近決算で経常利益を計上し、かつ、累積赤字がない方
ご融資金額	定めなし(10万円単位)
ご融資期間	1年以内
資金使途	納税資金(法人税・所得税・事業税・消費税)
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元金均等返済
保証人	法人は代表者を原則連帯保証人とします(一定以上の格付の方は、保証人は不要です)。個人事業主は原則不要です。
担保・保証	原則不要です。但し、審査によりご用意いただく場合があります。
金利優遇	下記に該当する場合は融資利率を0.1%優遇します。 荒川税務六団体協議会員であり ①電子申告を行っている先。 ②当庫と納税準備預金、及び納税専用定期積金の取引のある先
その他	お手続きには当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合がございますので、予めご了承ください。

詳しくは融資相談窓口または営業担当者までお問い合わせください。

荒川税務六団体協議会・城北信用金庫

(別紙2)

信用金庫

理事長

殿

税務協力四団体からの要請

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我々税務協力団体では、今回の消費税率引き上げに伴い、
中小企業における、消費税滞納の増加を懸念しております。

この様な環境の中、全国間税会総連合会では今年の課題として
「消費税完納運動の更なる推進」を最重点課題に掲げています。

そこで、消費税をはじめとする税の滞納の未然防止に資する取り組みとして

葛飾区に本店を置く 信用金庫様に、税務協力四団体の会員に対する

納税準備預金金利の優遇

納税資金貸出金利の優遇

等のご検討をお願いする次第です。

経済環境が厳しい中、誠に心苦しいお願いですが、早急にご検討いただきたく
存じます。

要請の趣旨をご理解いただき、葛飾から発信できる事を願っております。

平成27年3月吉日

葛飾納税貯蓄組合連合会

会長 中村 富彦

一般社団法人 葛飾青色申告会

会長 古屋 興一郎

公益社団法人 葛飾法人会

会長 山田 幸三

葛飾間税会

会長 金子 昌男